

通 知 電 気 工 事 業 者 変 更 事 項 一 覧 表

No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9
変更事項 提出書類等	個人の場合		法人の場合			営業所			業務内容等報告書
	氏名	住所	名称	所在地	代表者・役員	名称	所在地	増設	
通知事項等変更通知書(様式第14の4)									
誓約書									
備付器具調書									
標識仕様書									
通知者が個人の場合：住民票抄本									
通知者が個人の場合：戸籍抄本									
通知者が法人の場合：履歴事項全部証明書									
業務内容等報告書									

通知事項の変更に係る手続は、手数料不要です。

電子申請により提出することができます。

業務内容等報告書は、5年ごとに、電子申請により提出してください。

電 気 工 事 業 の 【 通 知 の 変 更 】 手 続

この案内は、通知をしている方が、その通知を変更する際にお読みいただくものです。
建設業許可をお持ちの方や、一般用電気工作物を行う方は別の手続になります。

【提出方法・問合せ先】

1 提出方法

(1) 提出書類等を埼玉県危機管理防災部化学保安課へ郵送で提出

信書を送ることが可能で、到達が確認できる方法（簡易書留、レターパック等）としてください。（メール便、宅配便は信書を送付できないため不可。）

書類の到達確認に関するお問合せには、対応しておりません。

郵送先

郵便番号 330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号 危機管理防災センター 1 階

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当

(2) 提出書類等を電子申請で提出

申請フォームの入口は、化学保安課のホームページにあります。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0403/youshiki/d-henkou.html>

送信データの到達確認に関するお問合せには、対応しておりません。

2 お問合せ先

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当

TEL：048-830-8435

FAX：048-830-8444

メール：a2970-04@pref.saitama.lg.jp

【 注意事項 】

- 1 通知受理通知書を送付する必要はありません。
- 2 提出書類は、A4サイズで1部作成してください。
- 3 提出書類の控えが必要な場合は、提出書類の写しを1部作成し、返信用封筒とともに同封してください。收受印を押印し返送します。（電子申請の場合、控えを送付する必要はありません。）
- 4 提出書類に不備・不足がある場合、ファクシミリ又はメールでお知らせします。
お手元に控えを1部、残すようにしてください。
- 5 住民票抄本（又は履歴事項全部証明書）は申請日前3か月以内に発行されたものを提出してください。住民票は、個人番号が記載されていないものに限りません。
- 6 法人成り、個人成り、事業譲渡、相続、合併、分割等に伴う手続は、変更通知ではなく、全て「開始通知」の扱いとなります。

【 各変更事項について 】

No. 1) 個人氏名

個人事業主の氏名を変更する場合です。承継や相続に伴って氏名を変更する場合は、変更通知ではなく、「開始通知」の扱いとなります。

No. 2) 個人住所

個人事業主が住所（住民票上の所在地）を変更する場合です。

No. 3) 法人名称

登記上の法人名称を変更する場合、「有限会社」を「株式会社」に変更する場合などです。

No. 4) 法人所在地

登記上の本店所在地を変更する場合です。

No. 5) 法人代表者

代表者の就退任があった場合です。

No. 6) 営業所名称

店舗の名称や屋号などを変更する場合です。

No. 7) 営業所所在地

店舗を移転した場合です。移転先が、埼玉県が管轄する市町村の場合に限ります。

No. 8) 営業所増設

県内に営業所を増設する場合です。県外に増設することを検討されている場合は、事前にお問合せください。

No. 9) 5年ごとの業務内容等報告

業務内容等報告書は、電子申請システムにより提出してください。

申請フォームの入口は、化学保安課のホームページにあります。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0403/youshiki/d-henkou.html>